

令和3年2月16日  
独立行政法人農畜産業振興機構

令和2年から3年までの冬期の大雪により罹災された肉豚生産者及び  
豚熱の発生生産者等の負担金の納付期限の延長等について  
(令和2年度の肉豚経営安定交付金制度)

この度の大雪及び豚熱により被害を受けられた皆様には、心よりお見舞い申しあげます。

このことについて下記に該当する登録生産者におかれましては、令和2年度第4四半期の負担金の納付期限が延長されます。この取扱いについては、下記のとおりとなりますので、延長等を希望される場合は、該当する様式の裏書をご確認の上、必要な手続きをお願いします。

#### 記

- 1 市町村から、令和2年から3年までの冬期の大雪（令和2年12月1日から令和3年3月31日までの間に発生した雪害をいう。）による畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を受けた登録生産者

→別紙様式第1号参照

- 2 令和2年度第4四半期（1月～3月）に豚熱の患畜若しくは疑似患畜が確認された登録生産者又は豚熱の発生に伴い家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条の規定により家畜の移動が制限された登録生産者

→別紙様式第2号参照

各納付期限延長希望申出書の提出期限：令和3年2月25日

※上記の提出期限以降に被害を受けられた場合は、下記送付先までお問い合わせください。

(送付先)

〒106-8635 東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル  
独立行政法人農畜産業振興機構 畜産経営対策部養豚経営課  
(電話番号：03-3583-1150)



別紙様式第 1 号

令和 2 年度第 4 四半期負担金の納付期限延長希望申出書  
(令和 2 年から 3 年までの冬期の大雪関連)  
(令和 2 年度の肉豚経営安定交付金制度)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 (又は法人名、代表者役職名、代表者名) \_\_\_\_\_ 印  
登録生産者 ID \_\_\_\_\_

肉豚経営安定交付金交付要綱 (平成 30 年 12 月 21 日付け 30 農畜機第 5241 号) 附則 40 の規定に基づく令和 2 年度第 4 四半期負担金の納付期限の延長を希望するので、関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。

また、同交付要綱附則 40 の規定に基づき負担金と積立金から支払われる額を相殺することについて、同意します。

記

- 1 罹災日
- 2 罹災内容
- 3 罹災した農場 (畜産関連施設) の住所

---

4 添付書類

市町村が交付した畜産関連施設の被害を証明する書類で以下の①～③を満たす書類

- ① 罹災原因が、令和 2 年 1 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に発生した雪害によるものとなっていること。
- ② 罹災証明書等の宛名が、本制度の登録生産者名と同一になっていること。
- ③ 罹災証明書等に記載される罹災 (被害) 物は、豚舎等の生産関連施設に限る。機械・器具、住居又は 6 次産業化関連施設 (流通、加工、販売関連施設等) のみの被害は、対象外

※なお、市町村が発行する被害を証明する書類について、発行の遅れ等により添付が提出期限までに間に合わない場合は、あらかじめご連絡をお願いします。

入手出来次第、郵送又は FAX 等でご提出ください。

## 別紙様式第1号の裏書

### 提出期限等について

#### 1 納付期限延長希望申出書の提出

提出期限：令和3年2月25日

※上記提出期限に間に合わない方及び提出期限日以降に相殺の対象となった方（期限日以降3月末までに雪害を受けた方）は、必ず下記の送付先までご連絡ください。

※表書の別紙様式第1号により納付期限延長希望申出書を作成し、事務を委託されている場合は事務委託先を通じて、委託されていない場合は直接、独立行政法人農畜産業振興機構畜産経営対策部養豚経営課（下記送付先）に郵送ください。

※令和2年度第4四半期負担金納付依頼書を3月上旬までに送付することになっています。提出期限までに市町村が発行する証拠書類が確認できない場合には、あらかじめご連絡いただいた場合でも、同依頼書を送付することとなりますのでご承知おきください。

※負担金を納付した後に令和2年12月1日から令和3年3月31日までの間に発生した雪害を受けられた方については、納付期限延長希望申出書の受理後に準備が整い次第、振込元の口座に返還します。

※負担金の自動引落の希望者にあつては、金融機関との取決めにより納付期限延長希望申出書の受理後であっても引落しが行われる場合があります。この場合には、納付期限延長希望申出書の受理後に速やかに返還しますので、この旨ご了承ください。

#### 2 上記の申出書を提出した方の納付期限等の取扱い

##### (1) 令和2年度第4四半期の納付期限

令和2年度第4四半期を含む算出期間の交付金の支払日となります。

##### (2) 納付する負担金の額

次の頭数に交付金単価を乗じて得た額の1/4の額。ただし、令和2年度第4四半期を含む算出期間の交付金の交付が有る場合には、負担金と「積立金から支払われる額」のうち負担金相当額とを相殺しますので、負担金の入金の必要はありません。なお、令和2年度第4四半期を含む算出期間の交付金の交付が無い場合には、負担金の額は0円となります。

##### [頭数]

第4四半期における負担金の「納付対象頭数」。ただし、令和2年度第4四半期を含む算出期間の交付金の「交付対象頭数」がこれを下回る場合にあっては、「交付対象頭数」

(送付先)

〒106-8635 東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル

独立行政法人農畜産業振興機構 畜産経営対策部養豚経営課

(電話番号：03-3583-1150)

別紙様式第2号

令和2年度第4四半期負担金の納付期限延長希望申出書  
(豚熱関連)  
(令和2年度の肉豚経営安定交付金制度)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住所

氏名(又は法人名、代表者役職名、代表者名)

印

登録生産者ID

肉豚経営安定交付金交付要綱(平成30年12月21日付け30農畜機第5241号)附則41の規定に基づく令和2年度第4四半期負担金の納付期限の延長を希望するので、関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。

また、同交付要綱附則41の規定に基づき負担金と積立金から支払われる額を相殺することについて、同意します。

記

- 1 対象区分(該当するものにチェックをして下さい)

※対象となる豚熱の発生期間をご確認ください。

豚熱の患畜又は擬似患畜が確認された(殺処分を受けた)

豚熱の発生に伴い家畜伝染病予防法第32条の規定により家畜の移動を制限された

- 2 殺処分を受けた又は家畜の移動を制限された農場の住所

- 
- 3 添付書類

都道府県(家畜保健衛生所等)が交付する、殺処分を受けたこと又は家畜伝染病予防法第32条の規定により家畜の移動を制限されたことを証明する書類

## 別紙様式第2号の裏書

### 提出期限等について

#### 1 納付期限延長希望申出書の提出

提出期限：令和3年2月25日

※上記提出期限に間に合わない方及び提出期限日以降に相殺の対象となった方（豚熱の発生等があった方）は、必ず下記の送付先までご連絡ください。

※表書の別紙様式第2号により納付期限延長希望申出書を作成し、事務を委託されている場合は事務委託先を通じて、委託されていない場合は直接、独立行政法人農畜産業振興機構畜産経営対策部養豚経営課（下記送付先）に郵送ください。

※令和2年度第4四半期負担金納付依頼書を3月上旬までに送付することになります。提出期限までに市町村が発行する証拠書類が確認できない場合には、あらかじめご連絡いただいた場合でも、同依頼書を送付することとなりますのでご承知おきください。

※負担金を納付した後に殺処分を受けた又は家畜の移動を制限された方については、納付期限延長希望申出書の受理後に準備が整い次第、振込元の口座に返還します。

※負担金の自動引落の希望者にあつては、金融機関との取決めにより納付期限延長希望申出書の受理後であっても引落しが実行される場合があります。この場合には、納付期限延長希望申出書の受理後に速やかに返還しますので、この旨ご了承ください。

#### 2 上記の申出書を提出した方の納付期限等の取扱い

##### (1) 令和2年度第4四半期の納付期限

令和2年度第4四半期を含む算出期間の交付金の支払日となります。

##### (2) 納付する負担金の額

次の頭数に交付金単価を乗じて得た額の1/4の額。ただし、令和2年度第4四半期を含む算出期間の交付金の交付が有る場合には、負担金と「積立金から支払われる額」のうち負担金相当額とを相殺しますので、負担金の入金の手続きはありません。なお、令和2年度第4四半期を含む算出期間の交付金の交付が無い場合には、負担金の額は0円となります。

[頭数]

第4四半期における負担金の「納付対象頭数」。ただし、令和2年度第4四半期を含む算出期間の交付金の「交付対象頭数」がこれを下回る場合にあっては、「交付対象頭数」

(送付先)

〒106-8635 東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル  
独立行政法人農畜産業振興機構 畜産経営対策部養豚経営課  
(電話番号：03-3583-1150)